

「はじめる」から「かなえる」へ。福島県では、震災から10年を機に「ふくしまからはじめよう」からのバトンを渡す、スローガン「ひとつ、ひとつ、実現する ふくしま」を策定しました。復興に向けて歩んできた「これまで」と、新しい未来に繋げていく「これから」と、県民のみなさんひとりひとりの「今」を重ねたメッセージです。

PCB（ポリ塩化ビフェニル） 廃棄物の期限内処分をお願いします

福島県 産業廃棄物課

PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物（使用製品を含む）は、法律により処分期限が定められており、期限を過ぎると処分ができなくなります。

処分期限までに施設内の電気設備などを総点検し、該当する電気機器がないか、また保管している電気機器類にPCBが使用されていないか確認をお願いします。

ホームページで詳しい情報を公開しています。 [福島県 PCB](#) [検索](#)

PCB（ポリ塩化ビフェニル）とは

PCBは、人工的に合成された油状の物質です。国内では昭和29年～47年に製造され、電気機器（変圧器、コンデンサなど）の絶縁油、工場での加熱・冷却用の熱媒体、船舶・橋梁の耐水塗料、複写用のノンカーボン紙などさまざまな用途で利用されてきました。

昭和43年に発生したカネミ油症事件などにより有害性が明らかとなり、昭和49年に製造・輸入が禁止されました。

PCB 廃棄物、使用製品の届出

PCB 廃棄物の保管者、PCB 使用製品の所有者は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処分の推進に関する特別措置法」に基づき、毎年、県または中核市に保管などの状況を届出しなければなりません。

PCB廃棄物の種類と処分期限

PCB 廃棄物は、PCB 濃度の違いにより、「高濃度 PCB 廃棄物」と「低濃度 PCB 廃棄物」の2つに分類され、処分の期限や委託先などが異なります。

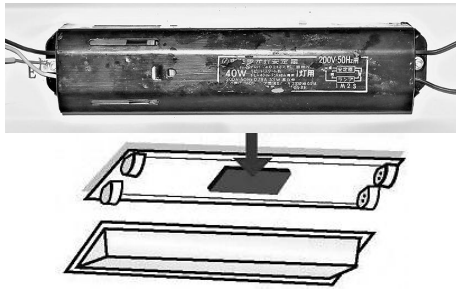
また、現在使用している PCB 含有の機器なども、処分期限までに使用を停止し、処分をしなくてはなりません。

高濃度 PCB 廃棄物とは

代表的なものには、工場、ビル、大型店舗などの受電設備（キュービクル）で使用される変圧器、コンデンサ類、また、昭和52年までに建築・改修された建物に設置された業務用照明器具（本体部分）の安定器や電気設備の配電盤などに使用されている小型（低圧）の変圧器、コンデンサ類に高濃度 PCB が使用されている場合があります。

これらのうち、変圧器、コンデンサ類などについては令和4年3月末（処分期限終了）まで、業務用照明器具の安定器や、設備の配電盤などに設置された小型（3kg未満）の変圧器、コンデンサ

類などについては、処分期限が今年3月末までで、残り約1ヶ月となっています。



業務用照明器具の安定器



小型（低圧）コンデンサ（3kg未満）

【処分期限】 令和5年3月末まで

低濃度 PCB 廃棄物とは

製造後30年以上経過した古い電気機器の中には、本来 PCB を使用していない機器であるにもかかわらず、実際には微量の PCB で汚染された絶縁油が使用されたもの（微量 PCB 汚染廃電気機器等）があり、製造・流通・使用（メンテナンスなど）の過程で意図せずに汚染されたと推定されています。

PCB 汚染の可能性がある電気機器には、自家用電気工作物の変圧器や電力用コンデンサなどの他に、電気溶接機、X線照射装置、昇降機、分電盤、モーターなどに付属または内蔵するコンデンサがあります。

【処分期限】 令和9年3月末まで

PCB含有の判別方法

PCB 含有の判別は、①機器のメーカー名、製造年、型番などの情報からメーカーなどに問い合わせる方法と、②機器の絶縁油などを採取して分析検査する方法の2つがあります。

判別方法①：メーカーなどへの確認

機器の銘板（機器の仕様が書かれたプレート、シールなど）の情報を、下記ホームページで照会し、メーカーなどにお問い合わせください。

◆変圧器・コンデンサ類

→ [日本電機工業会 PCB](#) [検索](#)

◆業務用照明器具の安定器

→ [日本照明工業会 PCB](#) [検索](#)

※ ホームページで詳しい情報を公開しています。

なお、通電中の電気機器、照明器具は感電の恐れがあり大変危険です。銘板の確認は、電気主任技術者、電気工事業者などに依頼してください。

判別方法②：分析検査

メーカーなどに問い合わせても、「PCB の不使用」が確認できないものは、機器の絶縁油などを分析検査します。

特にメンテナンス時に油の交換などを行った機器については注意が必要です。

なお、コンデンサは、機器に穴を開けないと分析できないため、使用を終えた後に分析検査します。

PCB廃棄物の処分委託

PCB 廃棄物の処分は、国の無害化処理認定や都道府県などの許可を受けている専門業者に委託して行います。

高濃度 PCB 廃棄物の処分委託方法

北海道の許可を受けている中間貯蔵・環境安全事業(株) (JESCO) の北海道 PCB 処理事業所（室蘭市）に委託して処分します。

委託する際は、あらかじめ JESCO に登録する必要があります。詳しくは、JESCO の登録窓口までお問い合わせください。


登録後、委託契約の締結などの手続きを行います。

☎ JESCO 登録窓口 ☎ 03 (5765) 1935

低濃度 PCB 廃棄物の処分委託方法

国の無害化処理認定や都道府県などの許可を受けている専門業者（全国34業者（令和5年2月6日現在））に委託して処分します。

委託する際は、環境省のホームページなどで業者名を確認し、関係法令の基準に従って手続きします。

環境省 PCB 無害化処理認定 [検索](#) 

※ ホームページで詳しい情報を公開しています。

おわりに

事業者やかつて事業を営んでいた皆さまには、所有または管理されている施設（工場、事業場、ビル、店舗、納屋、農作業小屋など）で、該当する電気機器などがないか、もう一度、確認をお願いします。

過去に PCB 関連の調査を行った施設であっても、PCB 使用機器が新たに見つかる場合や、取り外した電気機器類がそのままになっている場合もあります。

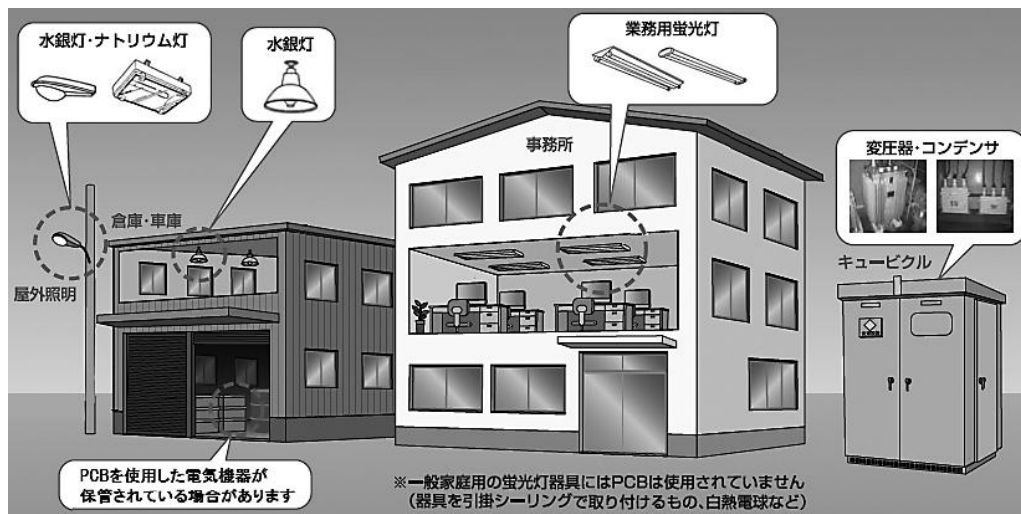
処分期限を過ぎると事実上処分ができなくなりますので、調査・処分漏れがないよう徹底をお願いします。

◇PCB 廃棄物の種類と処分期限

PCB 廃棄物の種類 (使用中のものを含む)	廃棄物の種類	処分期間	処分先
高濃度 PCB 廃棄物	変圧器・コンデンサなど	2022年3月31日まで (処分期間終了)	中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO) 北海道 PCB 処理事業所
	安定器および汚染物など	2023年3月31日まで (あと1ヶ月)	
低濃度 PCB 廃棄物	微量の PCB に汚染された 廃電気機器等	2027年3月31日まで (あと4年)	環境大臣の無害化処理認定又は 都道府県知事の許可を受けた施設

- ・高濃度 PCB 廃棄物：5,000mg/kg超の PCB を含むもの。
- ・低濃度 PCB 廃棄物：0.5mg/kg超～5,000mg/kg以下の PCB を含むもの（可燃性の PCB 汚染物は100,000mg/kg以下）。

◇確認する場所の例



◇確認方法の例

使用中のもの		保管中のもの	
<input checked="" type="checkbox"/> 月次・年次点検などで出来るだけ早く確認する 危険なので電気主任技術者等に相談して下さい	<input checked="" type="checkbox"/> 休業日などに出来るだけ早く確認する 危険なので電気工事業者等に相談して下さい	<input checked="" type="checkbox"/> 型番を読み取り、メーカー等に確認する <input checked="" type="checkbox"/> 分からないときは、県・市の窓口に相談する	見落としやすい場所TOP3 ①古い倉庫の中 ②オープンドラム缶の中 ③古い建物の天井裏(安定器)